

半田市中心市街地活性化市長特任顧問選考・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市中心市街地活性化市長特任顧問（以下「市長特任顧問」という。）の選考及び能力・勤務成績を公正に評価するため、半田市中心市街地活性化市長特任顧問選考・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市長特任顧問の候補者の中から適格者を選考し、市長へ報告する。
- (2) 市長特任顧問が実施した中心市街地活性化事業の実績について評価し、市長へ報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

(職務)

第4条 委員長は、副市長とし、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者の中から市長が委嘱した者（4名以内）
- (2) 副市長
- (3) 企画部長
- (4) 市民経済部長

(謝金)

第5条 市長は、予算の範囲内において、委員に謝金を支給することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。